

## 清谿園指定訪問介護ステーション「おかめ会」運営規定

社会福祉法人恵心会は、下記の運営規定によって、指定訪問介護事業所を経営する。

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵心会が開設する清谿園訪問介護ステーション「おかめ会」(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護・重度訪問介護の事業(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が利用者に対し、適正な指定居宅介護、重度訪問介護を提供し、本人及び家族の生活向上を計ることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- ・指定居宅介護・重度訪問介護は、支援内容・支援時間について利用者の立場を尊重する。
- ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称を『清谿園訪問介護ステーション「おかめ会」』(以下「事業所」という。)と称する。

### (事業所の設置)

第4条 事業所は鹿児島市山田町3801番地に事務所を設置する。

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

#### ○管理者 1名(他職種兼務)

管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行うこととする。

#### ○サービス提供責任者 5名以上(他職種兼務)

サービス提供責任者は、利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、利用者に関する情報の共有等介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

サービス提供責任者は、訪問介護サービス計画書を作成し、利用者に説明、同意を得る。

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに関わる調整、訪問介護員に対する研修、技術指導及び訪問介護サービス計画の具体的目標、援助内容の指示、状況についての情報の伝達を行う。

サービス提供責任者は、訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する。

その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する。

○訪問介護員等 5名以上（他職種兼務）

10名以上（非常勤）

訪問介護の実務を行いケアプランに基づいて身体介護、家事援助等を行う。

○事務職員 若干名

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事務所の営業日は365日の全日程及び24時間の営業時間とする。

（指定居宅介護・重度訪問介護の内容及び利用料等）

第7条 指定居宅介護・重度訪問介護の内容は次のとおりとし、指定居宅介護・重度訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定居宅介護・重度訪問介護が法定代理受理サービスであるときは、その一割とする。利用者負担額は、市町村が上限を定めており、利用者負担額から自治体助成分請求額を控除した額となります。

・身体介護

・家事援助

・通院介助

○居宅介護・・・障害者自立支援法の障害福祉サービスの「介護給付」の支給決定を受けた利用者に対し、ホームヘルパーが訪問し、介護や家事サービスを提供します。

○重度訪問介護・・・重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、介護・家事などの生活全般にわたる援助及び外出時における移動中の介護を総合的に行います。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、鹿児島市（旧桜島町・旧吉田町・旧郡山町を除く）

とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに家族あるいは指定居宅介護・重度訪問介護事業所に連絡し、適切な措置を講ずる。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用してできるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止の為の指針を整備する。
- 三 訪問介護員等に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施する。
- 四 苦情解決体制を整備する。
- 五 利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。
- 六 前五号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 訪問介護提供中において当該利用者が虐待を受けたと思われる場合や生命または身体に重大な危険が生じている場合、速やかに鹿児島市へ連絡を行う。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2. 事業所は事業所において感染症(及び食中毒)が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 事業所における感染症(及び食中毒)の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症(及び食中毒)の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症(及び食中毒)の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(事業の主たる対象者)

#### 第12条

- ・身体障害者（肢体不自由に限る）
- ・障害児
- ・知的障害者
- ・精神障害者
- ・難病等

(非常災害対策)

第13条 非常災害が発生した場合、避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2. 事業所は、防災管理についての責任を定め、非常災害に関する火災、地震、津波、火山災害計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難、救出等訓練を行う。

(記録の整備)

第14条 利用者に対する居宅介護、重度訪問介護の提供に関する訪問介護サービス計画、提供した具体的なサービス内容の記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故が発生した場合、事故の状況及び事故に際してとった処置の記録等を整備し、当該居宅介護、重度訪問介護を提供した日等から5年間保存するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護・重度訪問介護の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
3. 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 指定居宅介護・重度訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内  
継続研修 年12回
- (2) 従業員は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) 当事業所は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、利用者に掲示するよう指導する。
- (5) 当事業所は、訪問介護員等の健康、清潔保持、その他必要な管理を行う。
- (6) 当事業所は、適切な指定居宅介護・重度訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- (7) この規定に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、社会福祉法人恵心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。また重要事項は理事会で別に定める。

#### 附則

- この規程は、平成18年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 6年10月 1日から施行する。